

送風機付き照明器具事件 ―基本的構成態様においてほぼ共通する意匠について 非類似と判断された事案―

大阪地判令和3年11月25日(令和2年(ワ)第10386号) (裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

知的財産法研究会 弁護士 室谷 和彦

第1 概要

1 事 案

本件は、原告が、被告商品の製造、販売行為に関し、①被告商品の意匠(被告意匠)は原告の意匠権に係る意匠(原告意匠)に類似するから、意匠権を侵害する、②被告商品は原告商品の形態を模倣したものであるから、不競法2条1項3号所定の不正競争に該当する、③被告商品は周知の商品等表示である原告商品の形態と類似の形態を使用するものであるから、不競法2条1項1号所定の不正競争に該当するとして、被告に対し、製造、譲渡等差止め、商品及び半製品の廃棄、及び、損害賠償(750万円+遅延損害金)の請求をなした事案である。

2 原告意匠権

登録番号 第1650627号

意匠に係る物品送風機付き照明器具出願日登録日英和元年12月27日

意匠に係る物品の説明 本物品は、送風機付き照明器具であって、可動状態を示す右側面図に

表されるように、可動し角度調節をすることができる。

原告の意匠権に係る意匠(原告意匠)は、下表のとおり。

3 被告商品

商品名を「LED 小型ファンシーリングUZUKAZEmini」とする送風機付き照明装置被告商品の意匠(被告意匠)は下表のとおり。

